

論理プログラミングによる要件事実論の実装

Juris-informatics学問領域創造にむけて

legal reasoning by logic programming

佐藤 健

Ken SATOH

何かわかる？

コンピュータ上で法律推論を行わせるための手法の研究です。コンピュータ上で法律知識をどのように表現すべきか、またそのコンピュータ上の法律知識を使って正しく法律の推論ができることを目標としています。そして、法律と情報学を融合した新しい学問領域である、juris-informatics(ジュリスインフォマティクス)の創造をめざしその基礎理論を研究しています。

どんな研究？

現在行っているのは、論理プログラミングによる要件事実論の実装です。要件事実論は民事系裁判で使われている、情報が不完全な場合にどのように推論すべきかをガイドする理論です。それを論理プログラミング言語というプログラミング言語で表現して推論することを目的としています。

無断転貸解除に関する要件事実論と論理プログラミング表現

無断転貸解除に関する法律

(賃借権の譲渡及び転貸の制限)

民法第612条 賃借人は、賃貸人の承諾を得なければ、その賃借権を譲り渡し、又は賃借物を転貸することができない。

2 賃借人が前項の規定に違反して第三者に賃借物の使用又は収益をさせたときは、賃貸人は、契約の解除をすることができる。

最高裁判決昭和28.9.25:

「背信的行為と認めるに足らない特段の事情がある場合においては、無断転貸借による解除はできない」

上記の意味は、無断転貸による契約解除という観点からみれば以下のようなになる。

無断転貸による契約解除 ができるのは、賃借人が転貸をしたとき。

ただし、上記の例外1として、賃貸人の承諾を得ていたら解除ができない。

また、上記の例外2として、背信的行為でない場合には、解除できない。

このことを現在開発中の論理プログラミングによる法律表現言語PROLEGで書けば以下のようなになる。(詳しくは、下の参考文献論文参照)

無断転貸解除(Lender,Borrower,T_cancel)<=

賃貸借契約成立(Lender,Borrower), 引渡し(Lender,Borrower),

賃貸借契約成立(Borrower,ExBorrower), 引渡し(Borrower,ExBorrower), 使用収益(ExBorrower),

解除の意思表示(Lender,Borrower,T_cancel).

例外事由(無断転貸解除(Lender,Borrower,T_cancel), 転貸承諾(Lender,Borrower,T_cancel)).

例外事由(無断転貸解除(Lender,Borrower,T_cancel), 背信性なしの評価根拠事実).

背信性なしの評価根拠事実 <= 背信性なしの評価根拠事実にあたる事情(Fact).

例外事由(背信性なしの評価根拠事実, 背信性なしの評価障害事実)

背信性なしの評価障害事実 <=背信性なしの評価障害事実にあたる事情(Fact).

上記プログラムと実際の事例の事実を入力した事例ベースを使って民法の要件事実論と全く同様の推論過程を論理プログラムのメタインタプリタで実行することができる。

参考文献:

Satoh, K., Asai, K., Kogawa, T., Kubota, M., Nakamura, M., Nishigai, Y., Shirakawa, K., Takano, C.,

"PROLEG: An Implementation of the Presupposed Ultimate Fact Theory of Japanese Civil Code by PROLOG Technology",

Proceedings of the 4th International Workshop on Juris-informatics (JURISIN 2010), pp.29-40, Tokyo, Japan (2010).